

2021 年 12 月 29 日

社債権者 御中

(発行会社)

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
野村信託銀行株式会社

野村信託銀行株式会社第 128 回無担保信託社債に関するお知らせ

野村信託銀行株式会社第 128 回無担保信託社債（責任財産限定特約付・分割制限付・少人数限定）（以下「本社債」といい、本社債の社債要項を以下「本社債要項」といいます。）につきまして、裏付証券の発行体より、円スワップレートを参照して行われる裏付証券の利息の支払について、当該円スワップレートが表示されているロイター画面 17143 ページが利用不能になること等の理由から、2022 年 10 月以降の当該利息の支払日において適用されるべき円スワップレートを決定した旨の通知を受領いたしました。

本社債の条件につきましても、本社債要項別紙 1 第 17 号但し書きの規定が適用され、2022 年 10 月以降の各利払期日において参照する適用利率に係る CMS は、裏付証券において本社債の利息計算期間と同一の期間に適用されるレートとなりますので、下記のとおり通知いたします（以下「本通知書」といいます。）。

なお、本通知書における用語は、本通知書において特に定める場合及び文脈上別義であることが明白である場合を除き、本社債要項において定める意味を有するものとします。

以上

記

本社債要項別紙1第17号但し書きの規定が適用される場合、関連する各規定は、以下のよう
に解釈されます。

別紙1 第21号

「適用利率」とは、以下の利率をいう。

- ① 払込期日（同日を含む。）から2017年4月の利息計算期間終了日の前日（同日を含む。）までの各利息計算期間については、**2.00%**（年率）をいうものとし、
- ② 2017年4月の利息計算期間終了日（同日を含む。）から2022年4月の利息計算期間終了日の前日（同日を含む。）までの各利息計算期間については、各利息計算期間において、次の算式で算出される利率（年率）（但し、**0.00%**を下限とし、**2.00%**を上限とする。）とし、

$$20 \text{ 年 CMS} - (2 \times 2 \text{ 年 CMS}) + 0.30\%$$

- ③ 2022年4月の利息計算期間終了日（同日を含む。）から最終の利息計算期間終了日の前日（同日を含む。）までの各利息計算期間については、各利息計算期間において、次の算式で算出される利率（年率）（但し、**0.00%**を下限とし、**2.00%**を上限とする。）とする。

$$20 \text{ 年 TSR 代替利率} - (2 \times 2 \text{ 年 TSR 代替利率}) + 0.30\%$$

TSR 代替利率とは、各利息計算期間初日の2東京営業日前において Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited（又はその承継運営機関）が東京時間午前10時の円スワップレートの代替利率として公表している当該年限のレート（以下「公表 TSR 代替利率」（「Published JPY TSR Fallback Rate」）という。）をいう。但し、公表 TSR 代替利率が公表されない場合若しくは利用できない場合、以下の計算式に従って計算されるレート（%表示の小数第4位を四捨五入）（以下「計算 TSR 代替利率」（「Calculated JPY TSR Fallback Rate」）という。）をいう。

※計算 TSR 代替利率：

$$2 \times [\sqrt{1 + TONA \cdot TSR} - 1] + S_{6M} \times \frac{365}{360}$$

S_{GM} : 0.05809%

※TONA TSR :

東京時間午前 10 時の円スワップレート（変動支払について Tokyo Overnight Average Rate (TONA) を参照）として Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited（又はその承継運営機関）が公表している当該年限のレートをいう。但し、当該レートが公表されない場合若しくは利用できない場合、TSR 代替利率は、本社債の利息計算期間と同一の期間において裏付証券の利息の計算に使用される円スワップレートとする。

以上